

平成 22 年

新 城 市 教 育 委 員 会

8 月 臨 時 会 会 議 録

新 城 市 教 育 委 員 会

## 平成22年8月新城市教育委員会臨時会会議録

**1 日 時** 8月3日(火) 午後1時30分から3時まで

**2 場 所** 新城市勤労青少年ホーム 集会室

### **3 出席委員**

馬場順一委員長 筏津順子委員長職務代理者 菅沼昌人委員  
川口保子委員 瀧川紀幸委員 和田守功教育長

### **4 説明のため出席した職員**

今泉敏彦教育部長  
夏目道弘教育総務課長  
小西祥二学校教育課長  
小石清人生涯学習課長  
鈴木富士男スポーツ課長  
請井浩二文化課参事

### **5 書 記**

小澤正伸教育総務課副課長

### **6 議事日程**

開 会

日程第1 協議事項

- (1) 新城青年の家サーキットトレーニング室について
- (2) 教育委員会所管施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- (3) その他

## 委員長

平成22年8月の新城市臨時教育委員会会議を始めさせていただきます。

### 日程第1 協議事項

#### (1) 新城青年の家サーキットトレーニング室について

## 委員長

日程第1、協議事項、新城青年の家サーキットトレーニング室について説明をお願いします。

## 生涯学習課長

暑い中、施設を見て頂きましてありがとうございます。ご覧頂きましたように体育館施設も昭和49年3月に竣工しオープンということで、36年が経過しています。

トレーニング室については、市民の体力増強の施設ということでこれまで利用されてきましたが、配備されています器具は開設当初のものがほとんどで、安全性・耐久性の面で規格からはずれていること、体育館2階のトレーニング室と管理事務室が別棟で、利用されている方々の安全管理がなかなか難しい状況にあるということがご覧頂けたと思います。

本来トレーニング室の利用となりますと望ましいのは、スポーツインストラクターが付いて初心者への器具の使用法や段階的な器具のトレーニング方法がアドバイスされるのが一番いいと思います。また、そうした施設も市内にだんだんと整備されてきております。平成3年の10月には、鳳来の能登勢地内にこうしたトレーニング室を有する「ゆーゆーありいな」という施設がオープンしています。富沢には、平成19年6月に民間施設がオープンしたということで、青年の家のトレーニング室が目的としておりました市民の健康増進に寄与する施設が市内にも整備充実されてきました。今後利用される方々の安全管理面、市の財政的負担の軽減も含めまして青年の家のトレーニング室につきましては、来年の平成23年度からは、トレーニング室としての使用をやめたいと、事務局では思っておりますのでご協議のほどをよろしく願います。

## 委員長

実際に見て頂いて、閉鎖という提案ではありますが、どうでしょうか。

## 委員

閉鎖ですか、廃止ですか、撤廃ですか。

## 生涯学習課長

廃止です。トレーニング室としての使用はとりやめです。

## 委員

実際に見て、現状で存続するということはありません、逆にあってはならないと思います。現状の施設で利用をして事故でも起こったら、起こるべくして起こった事故であると言われかねないような状態ですし、器具も老朽化して使い物にならないので、

存続するなら新しく全面的に施設の改築をおこない器具の更新をしないかぎり、難しいと思います。

廃止の場合は、今後、施設が復帰することがあり得るのかということがありますが、私は、いまの提案でいいと思います。ただ市民の皆さんには丁寧な説明をしないと、市は何でもかんでもお金がないから全部やめていってしまうという受け取り方が市民の方に多いので、それにまた火に油を注ぐようなことになってはいけませんので、今の説明も含めて、市民の皆さんの健康管理とか体力増強ということについては、市もトレーニング室は撤廃しても他で補うようなことはやっていくと、きちっと説明しないといけないと思います。施設そのものの存続とか使用については無理だと判断しました。

### **委員長**

他の皆さんどうでしょうか。

### **委員**

民間で経営している市内の施設ではキャンペーンをして利用者を増やしており、「ゆーゆーありいな」にも利用者は行っていることを考えてみると、利用者が頭打ちの状態にあるのかと思います。青年の家に500万円をかけたとしても、どれだけ利用者あるかわからない状況で、また5年後にまた考えなければならないことになると思います。

もう一つ、私が小学生の時に使った遊具がまだそのまま小学校にあります。シーソー・ブランコがそのままの状態のものがあるので、新しいものと換えて頂くとか、そちらのほうに目を向けてもらいたいと思います。だんだん子ども達の遊具も減っているので、他の方面へ財源を回すのならば、小学校のブランコを新しくするか遊具を増やして頂けたらと思います。

### **委員長**

他どうでしょうか。

### **委員**

私は、廃止でいいと思います。説明をきちんとするということが一つと、この時代の市民利用の責任を一つ果たして、次の時代の健康増進を考えていますと説明ができて、この事業は終わりましたが別の事業を考えていますということで対応すれば理解が得られると思います。

### **委員長**

他どうでしょうか。

三十数年これまで充分使命を果たしてきたということ、実際に見て老朽化して無理だと判断されること、代替施設も充実してきたということで、市民へ丁寧な説明をしてもらうという事で、廃止ということに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) ありがとうございます。

全員賛成ということで、このように結論をつけましたのでよろしくをお願いします。

## 委員

廃止はそれでいいのですが、説明として作手地区でいうと公園から遊具がどんどん撤去されて、子ども達の遊び場がすごく縮小されている現状があります。そのうえにこの問題となりますので、この施設は廃止をするけれども子どもの遊び場所を工夫するとかセットで提案しないと、あれもダメこれもダメでは市民に失望感を与えるだけで、市はお金がないので何もやってくれないと思われる状況に陥る可能性があります。

遊具のことでも何でもいいです、知恵を絞って、教育委員会でも知恵を絞れといえど我々も考えます。危ないから危険だからやめというだけでは、教育委員会の責任を果たしたことはないだろうと思います。

## 委員長

ありがとうございました。「希望都市新城」でありますので、住みたいなああと希望が持てるように進んでいくといいと思います。今の委員の発言を付け加えて次に移らせてもらいます。

### 日程第1 協議事項

(2) 教育委員会所管施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

## 委員長

日程第1、協議事項、(2) 教育委員会所管施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について説明をお願いします。

## 教育部長

前回の定例教育委員会議で全体の説明をさせて頂きました、今日は内容について説明させて頂きます。

公共施設につきましては、地元移管・返還、廃止、譲渡、それから継続使用という全体の公共施設のあり方の部分と、今回挙げさせて頂きました料金の見直しという部分に分かれています。公共施設の今後のあり方は、施設の目的によって、内容によって違いますから、今後、議論を頂きながら進めて行きたいと思います。公民館等の集会施設については、今、地元へ説明に入っています。資料につきましては、施設の利用料金について全市的に見直しをかけたものです。教育委員会で所管する施設を各課でもっております部分を、前回は一覧表で説明しましたが、今日はこれらの要約と主な内容についてそれぞれの課長から説明させて頂きますのでよろしくお願いします。

## 生涯学習課長

(生涯学習課関係の条例について、資料の新旧対照表にて説明) 新都市生涯学習センターちさと館の設置及び管理に関する条例について、使用料につきましては、財政健全化推進本部会議で示されました使用料に置き換えをしております。使用者が市内居住者以外の場合と営利と非営利の場合、今回、市全域統一を図っています。ちさと館の条例におきましては、千郷中学校の敷地内にあることから営利を目的とした使用は許可しないということにしております。

次に、新城市鳳来中央集会所の設置及び管理に関する条例ですが、使用料につきましては、財政健全化推進本部会議で示されました使用料に置き換えをしております。合わせて開館時間を実態に合わせ9時といたします。

新城市海老構造改善センターの設置及び管理に関する条例につきましては、鳳来中央集会所と同じ考え方で改正します。

新城市水源地域集会施設の設置及び管理に関する条例につきましては、多くの施設が載っておりますが、生涯学習課で所管するものは、玖老勢コミュニティプラザです。使用料につきましては、財政健全化推進本部会議で示されました使用料に置き換えをしております。

新城青年の家の設置及び管理に関する条例については、使用料につきましては、財政健全化推進本部会議で示されました使用料に置き換えをしております。別表の中で改正前は、一日通しの使用料が決めてありましたが、時間帯を合計すれば1日の使用料が計算できますので、一日通しの項目を無くします。宿泊料については、財政健全化推進本部会議では示されていませんでしたが、新使用料の算定方法の百円未満の端数整理にならしまして210円を300円と変更をさせて頂いております。

生涯学習課関係は以上です。

## **委員長**

ありがとうございました。今の説明に何か意見質問がありましたらお願いします。

## **委員**

最後の210円の場合は300円ですか。

## **生涯学習課長**

使用料の計算で、端数はすべて切り上げているのでそうさせて頂いたということと、県内の他の施設の状況を見てみますと、なかなか例が無いのですが小牧市の青年の家ですと大人が520円、中学以下が210円という宿泊料になっています。それ以外ですと茶臼山高原だとか津具高原グリーンパークがございしますが、こちらは金額が上がってきますので、一番近い小牧市の青年の家に近い額ということで、端数整理をさせて頂いたということです。

## **委員**

私の頭では四捨五入なので、10円でも上げるなら上にもって行くのは強引かなと思います。

## **教育総務課長**

使用料の端数整理を100円で切ったほうが良いであろうか、切り上げ、切り捨ての問題ですが、使用料を算定する以前の計算、㎡当たりのランニングコストからきていまして、ほとんどの施設がランニングコストの半額を頂きましょうということで、その段階で端数整理をかけていて基本的に全部斬り捨ててきています。最後に時間数等を掛けて頂く使用料を算定しています。その最後の段階は統一的に切り上げをさせて頂くというようなかたちで整理をさせて頂いております。全庁的に統一的な計算方法

をとっておりますので、宿泊料だけ別のやり方をすることになりますと、なぜ違うのか説明をしなければなりませんので同等の取扱いをさせて頂いたということです。

#### **委員**

これは今教育委員会が所管している施設の使用料ですね、前の資料には全部載っていましたね。それはすべて同じ算定基準ですか。

#### **教育総務課長**

そうです。

#### **委員**

作手の青年の家の使用料が載っていますが、旧料金と新料金があって差額がでています。研修室で現在の旧料金が420円、新料金が端数切上げで2,200円になっています。5.2…倍になると思いますが。他のところも4. …倍になります。算定基準の3倍は別の基準ですか、説明をお願いします。

#### **教育総務課長**

これは、統一基準で計算しているのですが、作手の青年の家の研修室については、現行420円のもが2,200円と高くなってあまりにも格差があり過ぎるということで、激変緩和の措置をとります。激変緩和については、別途ルールを作っております。新旧対照表を見て頂くと旧が420円で新は2,200円ではなくて500円になっております。激変緩和のルールは、一回の改正で現行料金の1.2倍までを限度としています。3年間500円が続きます。これは、料金が上がる場合ですが、逆に下がる場合は、1.2倍にこだわらずそのまま計算どおりに下がります。

#### **委員**

1.2倍がいいかどうかは分かりませんが、限度があれば良いと思います。

#### **委員長**

激変緩和という制度も取り入れております。今、説明のありましたようなかたちで、生涯学習課関係の条例の一部改正に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員賛成ということでよろしくをお願いします。

次に文化課関係の条例の一部改正について説明をお願いします。

#### **文化課参事**

(文化課関係の条例について、資料の新旧対照表にて説明) 新城地域文化広場の設置及び管理に関する条例について、使用料の算出については、財政健全化推進本部会議で示されました使用料を使っています。市内居住者の定義に従来どおり北設楽郡に在住される方を入れております。旧料金のリハーサルその他準備等で利用する場合という規定が曖昧であったため、新料金では舞台のみ利用する場合と明確にするため改正します。旧料金で、「展示室を5日以上連続して利用した場合、基本使用料の1割引とする。」となっておりましたものにつきましては、原則財政健全化推進本部で示されている市民以外の者の利用、営利目的のみの使用に反映させることにより、長期継続利

ユーザーへの特典を廃止させていただきます。設備の使用料については現状のままとします。

次に新城市設楽原歴史資料館の設置及び管理に関する条例については、研修室について、財政健全化推進本部会議で示されました使用料に改正します。

設楽原歴史資料館・長篠城址史跡保存館・鳳来寺山自然科学博物館3施設の観覧料につきましては、財政健全化推進本部会議で示されましたが、今回は改正しないこととしました、理由としましては3施設につきましては、新城の文化の情報発信拠点施設となっており、観光との連携を図り、集客力の向上を目指しているため、値上げしますと値上げ分が、文化会館ホールの改修費、資料館の資料購入費等に充てられる等の誤解を招かれる恐れがあること、また、現在、施設に学芸員を常駐させることが難しいため、説明等の面でサービスの提供が十分にできていない面があること、現状の料金でも近隣市町村の施設の観覧料と比較しても同レベルである。以上のことから現時点での観覧料の値上げは好ましくないとの判断をしまして、今回は改正を見送るといたしております。以上です。

#### **委員長**

ありがとうございました。何か質問ご意見がありましたらお願いします。

#### **委員**

観覧料は、何歳まで無料なのでしょうか。小学生・中学生は無料なのですか。

#### **教育総務課長**

市内在住の小中学生は無料です。

#### **委員**

大ホール、小ホールの料金で上と下と両方ありますが、平日と土日・祝日ということですか。

#### **文化課参事**

そうです。

#### **委員長**

他どうでしょうか。いいでしょうか、それでは今、説明のありましたように文化課関係の条例の一部改正について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) ありがとうございました。

全員賛成ということで条例改正のほうをよろしくお願いします。

続いてスポーツ課関係の条例の一部改正について説明をお願いします。

#### **スポーツ課長**

(スポーツ課関係の条例9本について、資料の新旧対照表にて説明) 今回の使用料改正の状況は、増える部分が31件ありまして1.13倍になります。減る部分は37施設ありまして0.53倍となります。それから現状維持が11件であります。全体では20%の減額になるというような状況です。地域的にみますと旧新城の施設は上がり、作手・鳳来の施設は下がるような感じになっております。また、利用者の市内・市外、営利・非営利の区分の適用を全てに適用します。

最初に新城市桜渕いこいの広場の設置及び管理に関する条例については、テニスコートに関する部分を改正するもので、ナイター施設は既に廃止しておりますので、夜間部分を削除します。使用料については、作手のテニスコートの料金を準用し200円といたします。

次に、新城市民体育館の設置及び管理に関する条例については、基本的には、財政健全化推進本部会議で示されました使用料を使っています。ただ、ステージについては、改正額が示されなかったため、競技場と同様平均単価3円を根拠としまして同様の計算で算出をしております。1日料金の欄につきましては、教育委員会統一ということで削除します。

新城市社会体育施設の設置及び管理に関する条例について、施設につきましては作手中学校の横にあります武道場と弓道場、鬼久保広場の中にあるテニスコート並びにテニスコートの照明施設とクラブハウス等でございます。武道場につきましては、作手中学校がクラブ活動で主に使っております。昨年度を見ますと料金を取っているのはほとんど有りませんでした。今まで単位が半日になっていましたので時間区分に改正します。使用料につきましては、財政健全化推進本部会議で示されている積算基礎から算定しております。照明につきましては、財政健全化推進本部会議の計算は1面でも全灯つけるという計算式でありましたので、1面の場合は半分しかつけないという実態に合わせて使用料を算定し修正しております。

次に、新城市山村広場の設置及び管理に関する条例については、鬼久保広場の中にあります広場です。グラウンドとそれについております夜間照明とその隣にあります芝生広場です。グラウンドの使用料につきましては、本部の積算資料から算定し時間当たりの使用料に改正します。

次に、新城市照明施設の設置及び管理に関する条例について、中身につきましては新城小学校、千郷小学校、八名中学校、鳳来中部小学校、東陽小学校、鳳来東小学校、有海緑地公園野球場のナイター設備です。鳳来西小学校と海老小学校のナイター設備につきましては、19年度から休止していて設備は下ろしておりますので今回削除します。

新使用料につきましては、財政健全化推進本部会議で示されました使用料を使っています。旧新城地区が上がって、鳳来地区は減る状況にあります。

次に、新城市長篠地区多目的広場の設置及び管理に関する条例について、「ふれあいパークほうらい」という施設で、グラウンド、屋外ステージ、グラウンドのナイター設備、屋外ステージの照明設備です。新使用料につきましては、財政健全化推進本部会議で示されました使用料を使っています。

次に、新城市リフレッシュセンターの設置及び管理に関する条例について、鬼久保ふれあい広場の中に施設があります。会議室、ホール、グランドピアノ等があります。新使用料につきましては、財政健全化推進本部会議で示されました使用料を使っています。

新城市作手B & G海洋センターの設置及び管理に関する条例について、鬼久保ふれあい広場の中にありまして施設としては体育館、プール、艇庫があります。新使用料につきましても、基本的に財政健全化推進本部会議で示されました使用料を使っています。ただ、プールにつきましても従前のおりとしします。

新城市イベント広場の設置及び管理に関する条例については、鬼久保ふれあい広場の中にあります屋根付きの施設です。屋根付の下にテニスコートが2面と照明があります。使用料については、社会体育施設のテニスコートと合わせてあります。以上がスポーツ課関係の条例の一部改正の内容です。よろしくお願ひします。

### **委員長**

ありがとうございました。ご意見ご質問がありましたらお願ひします。

### **委員**

B & Gについて質問なのですが、艇庫があります。海洋というと海を思い浮かべてしまうのですが、作手の山にどうして船があるのかと思うのですが。

### **スポーツ課長**

B & G財団により施設整備されたもので、海洋レクリエーションを実践活動するため、巴湖にカヌーとヨットの訓練施設があります。

### **教育長**

7月19日の海の日には109人が利用し人気があります。

B & Gのプールの利用について、備考欄はいらぬのではないですか、市外の子どものプール使用は1.5倍で450円になり、1日使うと900円になってしまいます。市内の子どもは無料だけだ。

### **スポーツ課長**

方針だと1.5倍です。

### **教育長**

作手の子が親戚の子を連れていくと、450円と900円ですね。

### **スポーツ課長**

財政健全化推進本部会議の方針では、市内・市外、営利・非営利の差をつけようということですが、それなりの理由があればプールは対象外という可能性も無いことはないと思います。

### **教育長**

小坂井の温水プールでも、もっと安い使用料なので、これだけ高い料金だと市外の子どもは拒絶するという考えになりませんか。

### **スポーツ課長**

今、八名小学校のプールは市内・市外を問わず無料としています。

### **教育総務課長**

基本的になぜ、市外と市内に格差をつけるのかというと、市内の人は納税者であるためで個々の条例に謳うのは難しいので、作手の地域の特殊性が説明できればむしろ

減免とか運用面で対応していくケースかと思います。

今回の料金統一というのは、それぞれの市内の料金差がバラバラにあるものを統一化するのが基本にありますので、条例の段階でこの施設はこうだとバラバラの取扱いをするのは、非常に説明しづらいと思います。条例での規定というよりも、それから離れた運用面でカバーしていくほうが良いと思います。

### **委員**

集団で使うものは、一緒くたに作手の人ですと使えてしまうのですが、プールは一人一人なので支払いが一人一人になってしまうので運用上市内・市外となってしまいます。その辺は運用でゆるやかにしたほうが良いと思います。

### **教育長**

ここで、市内、市外の差を付けるとするならば、プールの場合は市内の小中学生は無料なのだから、市外の小中学生は低額の料金をもらうということであるならば、値段からして納得のいく範囲かと思います。

もう一つの考えとして、「市内の」をとって、小中学生はすべて無料とするということもできます。

### **スポーツ課長**

教育総務課長が言いましたように、小中学生は市内、市外にかかわらず無料というような運用を検討していくということでもよろしくお願いします。

### **教育長**

柔軟な対応を考えるとということでもお願いします。

### **委員**

小学校中学校で使っている夜間照明は、上げ幅が高いので1.2倍に押し込んであるのですか。たとえば、新城小学校についてはどうですか。

### **スポーツ課長**

現在1,890円で改正が2,200円で、最終的に平成29年4月1日で2,800円になります。

### **委員**

その時に、運動場の使用料はないのですか。グラウンドを傷めますしほかのところは取っているし大勢で使うのならいいと思うのですが。

### **スポーツ課長**

その議論になりますと、体育館の開放もからんできます。

### **委員**

無料なのですか。

### **スポーツ課長**

今のところは、無料です。この使用料の後に、引き続き検討する必要があると思いますので、今後、議論をお願いすることになると思います。

### **委員長**

他にどうでしょうか、いいですかね。多少検討課題が残りましたが、説明のありましたように、スポーツ課関係の条例の一部改正に賛成の方挙手をお願いします。

(全員挙手) ありがとうございます。

全員賛成ということでよろしくをお願いします。

#### 日程第1 協議事項

##### (3) その他について

##### **委員長**

日程第1、協議事項、(3) その他について、何かありましたらお願いします。

##### **学校教育課長**

新聞等に載りましたが、全国学力学習状況調査の結果につきましては、各抽出校に届きました。1点は、中学校3年生の結果について今後検討してまいりますので、現時点でお示しできる資料はございません。検討している段階なので、8月の定例教育委員会議には間に合わないと思われまます。もう1点は、新聞発表が平均正答値と平均正答値の95%の信頼区間といって2つ数字が出ています。今までと違うというのは、抽出ということで統計学上5%は切る考え方があるためです。通常通り平均正答値の数字を見て頂ければ良いと思います。以上です。

##### **文化課参事**

第21回 新城市薪能についてパンフレットにて説明。

##### **委員長**

以上で、本日の臨時教育委員会会議を終了いたします。ありがとうございます。

委員 長

委 員

委 員

委 員

委 員

教 育 長

書 記